

議案第7号

令和4年度小松島市後期高齢者医療特別会計予算

令和4年度小松島市後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ662,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は、200,000千円と定める。

令和4年3月3日提出

小松島市長 中山俊雄

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		470,152
	1 後期高齢者医療保険料	470,152
2 使用料及び手数料		100
	1 手数料	100
3 繰入金		188,665
	1 一般会計繰入金	188,665
4 繰越金		10
	1 繰越金	10
5 諸収入		3,073
	1 延滞金加算金及び過料	10
	2 償還金及び還付加算金	1,428
	3 雑収入	1,635
歳入	合計	662,000

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		26,912
	1 総務管理費	26,460
	2 徴収費	452
2 後期高齢者医療広域連合納付金		633,660
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	633,660
3 諸支出金		1,428
	1 償還金及び還付加算金	1,428
歳出	合計	662,000